諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年８月２９日（令和７年（行情）諮問第９７２号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行情）答申第７６６号）
事件名：「視察委員会調査依頼に対する回答について」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる２文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年５月２７日付け関東管発第１１１２号により関東矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分（被収容者の氏名を除く。）の開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

ア　住所、入所日時、動静、国籍に関する情報及びその他処遇に関する情報から特定の個人を識別することはできない。

特定の個人を識別することができない状況下で、公にすることにより、個人の権利利益を害することにならず、また、そのおそれもない。

イ　よって、本件不開示は失当かつ不当である。

（２）意見書

ア　（略）

イ　尚、請求人は、諮問庁の理由説明書の全てに対して争うとの意思表示をしておきます。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和７年４月１４日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請

求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部を不開示とした一部開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、原処分において不開示とされた部分のうち、被収容者の氏名が記録された部分を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、特定刑事施設の被収容者の入所日時、動静、病態に関する情報及びその他処遇に関する情報が記録されているところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法５条１号に規定される不開示情報に該当し、当該情報が同号ただし書イないしハに該当する特段の事情は認められない。

さらに、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、上記のとおり、これらの情報は、特定の個人に関する情報であることから、同項による部分開示の余地はない。

３　原処分の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、法５条１号に規定される不開示情報に該当すると認められることから、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年８月２９日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月１２日　　審議
④　同年１０月９日　　審査請求人から意見書を収受
⑤　令和８年１０月３０日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設視察委員会から特定刑事施設の長に対して調査依頼をした事項に関する、特定刑事施設の回答であると認められる。

（１）被収容者の氏名の記載がある行（質問事項の欄及び回答内容の欄からなる左右二欄を指す。以下同じ。）について

ア　標記の行には質問事項及び回答内容が、被収容者の氏名を含む形で記載されていることから、当該行に記載された情報は、行ごとに、全体として、当該被収容者に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

イ　次に、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、当該行に記載された不開示部分には、質問事項及び回答事項に関連する、特定の被収容者が視察委員会に提出した意見の具体的内容、病態に関する情報、処遇状況その他処遇に関する情報が具体的に記載されていることから、これを公にすると、当該被収容者の知人等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、特定刑事施設での生活状況等が判明することとなり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、当該不開示部分は、同項による部分開示をすることができない。

（２）被収容者の氏名の記載がない行について

標記の行に記載された不開示部分には、質問事項に関連する、特定の被収容者が視察委員会に提出した意見の具体的内容が記載されていると認められるところ、当該不開示部分を公にすると、既に開示されている部分と併せることにより、当該被収容者と同時期に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他者から知られることを忌避する性質の情報である、特定刑事施設での生活状況等が判明することとなることから、当該不開示部分は、法５条１号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

（３）したがって、本件不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当す

るとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙　本件対象文書

１　文書１

特定年度視察委員会調査依頼に対する回答について（第〇回）（特定刑事施設保有）

２　文書２

特定年度視察委員会調査依頼に対する回答について（第〇回）（特定刑事施設保有）